

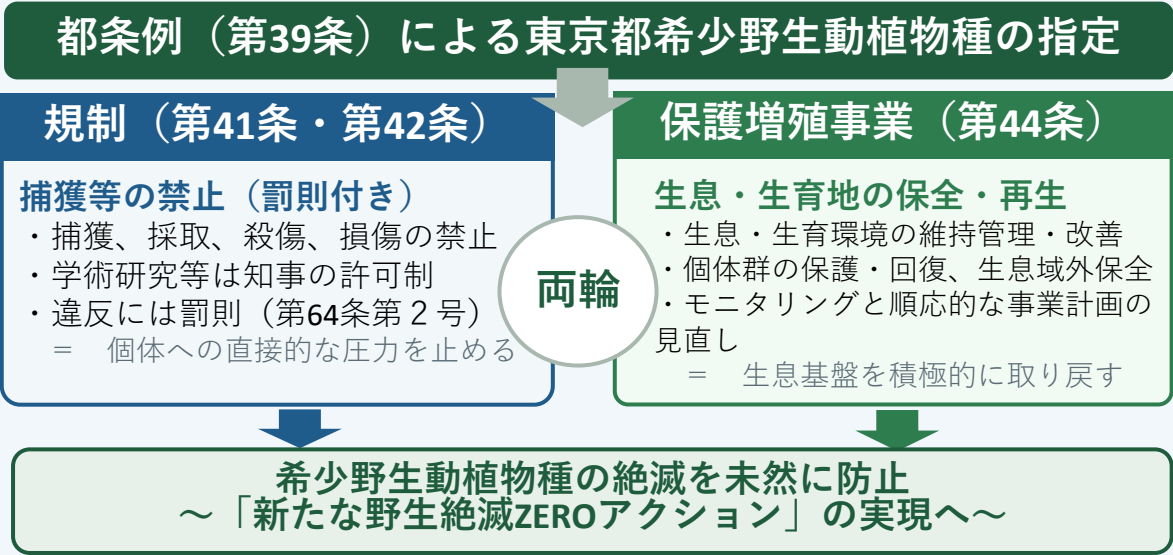
【審議事項】

- ・ 東京都希少野生動植物種の指定（東京における自然の保護と回復に関する条例第39条） 【資料3】
- ・ 保護増殖事業（保護回復事業）の実施（同条例第44条） 【資料4-1～4-7】

■ 本日の進行

- （1） 指定に向けた検討の経緯 【資料2】 【参考資料1】
- （2） 東京都希少野生動植物種の指定について 【資料3】 【参考資料 2-1～2-7】
- （3） 種ごとの保護回復事業計画について 【資料 4-1～4-7】

■ 希少野生動植物種指定制度の概要



▲ 条例を活用した希少種保全の仕組み

（東京都希少野生動植物種の指定）

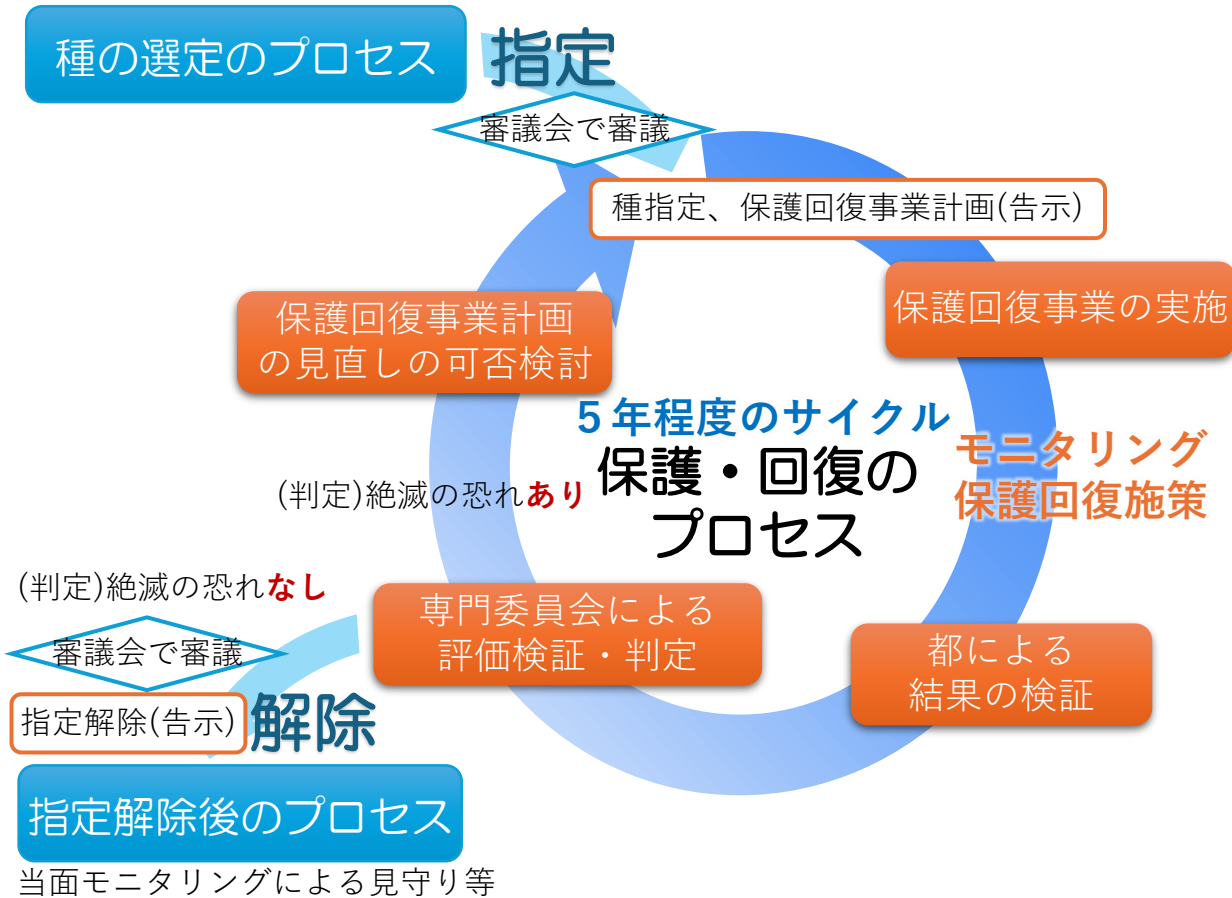
第三十九条 知事は、都内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、知事が特に保護する必要があると認める種を東京都希少野生動植物種として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
 - 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
 - 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
 - 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物
- 2 知事は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、東京都希少野生動植物種の指定又は指定の解除をするときは、その旨を告示しなければならない。

（保護増殖事業）

第四十四条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴いて、保護増殖事業を行うものとする。

- ✓ 条例上は「保護増殖事業」と規定されているが、本運用指針においては、個体又は個体群及びその生息・生育環境の保護・回復により、個体数等の減少防止や回復を目指す観点から「保護回復事業」と称する。
- ✓ 保護回復事業は、種ごとに「保護回復事業計画」を定め、地元と連携した継続的なモニタリングや科学的知見に基づき、以下のプロセスにより順応的に実施予定



5年サイクルの 保護・回復プロセス	0年目	1年目 (6年目)	2年目 (7年目)	3年目 (8年目)	4年目 (9年目)	5年目 ...
種指定※1	○					
保護回復 事業計画※1	○					○
モニタリング及び 保護・回復に向け た施策 ※2		○	○	○	○	○
結果検証 ※2		○	○	○	○	○
成果取りまとめ※3				○		
評価検証・判定※3					○	

- ※1 審議会の答申に基づき指定、指定解除や計画見直しは必要に応じて実施
- ※2 都は専門機関や地元と連携して事業を実施
- ※3 調査結果や事業成果を取りまとめ、評価、検証等を実施

① 指定等に関する運用指針及び規則改正等の検討（2026.8.18計画部会説明事項）

東京都条例を活用した初の希少種指定となることから、国や先行自治体事例を参考にしながら、野生生物や自然環境行政の専門家等で構成する検討会での検討結果を踏まえ、対策の優先度や保護増殖事業のあり方を整理し、運用指針を作成するなど、希少野生動植物種の指定に必要な規定を整備

■希少野生動植物種指定に向けた専門家検討会

＊）R7年度より実施

【検討会委員】

都内の野生動植物種に関する専門家及び自然環境行政に関する専門家の合計5名で構成

＊）条例解釈等については、別途、環境法等の学識経験者等に随時ヒアリングを実施

【主な検討事項】

- ✓選定における優先度の検討
- ✓保護回復事業の順応的实施に向けた検討
- ✓安定的かつ効果的な制度運用に必要な事項の検討 等

① 運用指針の作成

保全方針に記述された考え方や条例解釈等に基づき「東京都希少野生動植物種の指定等に関する運用指針」を作成

【項目概要】（参考資料1）

- 第1 保護・回復に関する基本構想
- 第2 選定に関する基本的な事項
- 第3 個体の取扱いに関する基本的な事項
- 第4 個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- 第5 保護回復事業（保護増殖事業）に関する基本的な事項
- 第6 その他保護・回復に関する重要事項

② 施行規則の改正

＊）種の保存法等に準拠

捕獲等の禁止に関する適用除外規定（施行規則第43条）に、生業（漁業）等の経済活動や保護増殖事業への配慮事項を追加

■東京都希少野生動植物種は条例に基づき、以下のいずれかに該当する種を指定

【指定要件】

- 1 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 2 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 3 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 4 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 5 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

■生息・生育状況が人為の影響により、その存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、次の優先度を踏まえて選定 (東京都希少野生動植物種の指定等に関する運用指針(0918時点案)(参考資料1)掲載)

【優先度】

- ア 生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種
- イ 複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、当該種に対する保存施策が他の絶滅危惧種の保存にも効果がある種
- ウ 東京都の固有種、主要な生息・生育地が都内に分布している種又は都内に保全上重要な地域個体群を有する種
- エ 全国的に絶滅・衰退のおそれのある種のうち、生息・生育環境が限られている種など、東京都における保全が当該種の存続にとって重要な種
- オ 地域の生態系を象徴する種や保全活動への関心や支援を集める種など、社会的関心を高めることにより、地域の生物多様性保全に貢献する種
- カ 里地里山等の二次的自然の荒廃又は植生遷移により、その種の存続に支障を来す事情がある種

【選定に当たって留意すべき事項】

- ア 外来種及び都内にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は選定しない。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種であること。
- ウ 他法令や隣接県の条例等での指定状況等を勘案する。

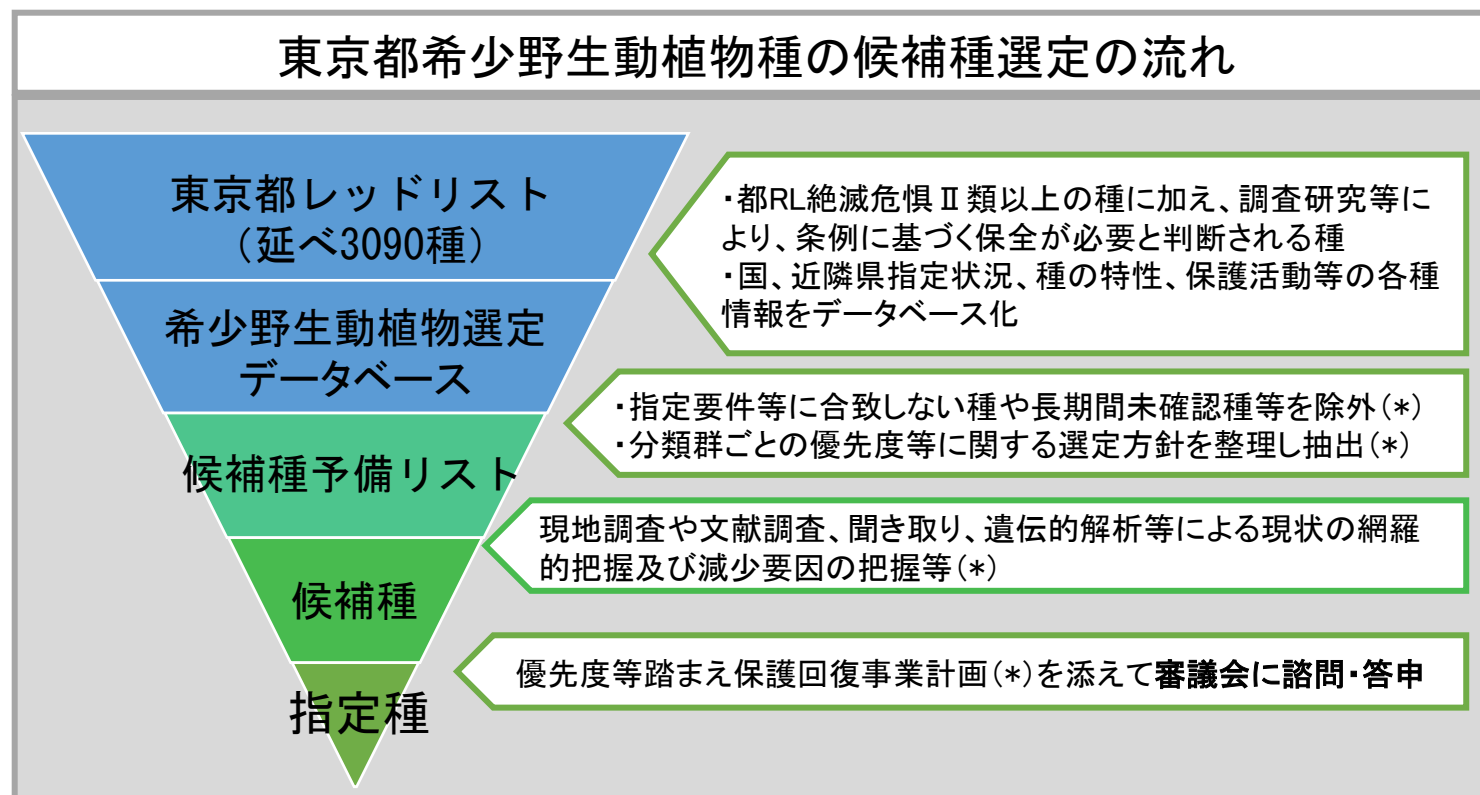
< 専門家検討会結果を踏まえ、0901時点案からの変更点 >

エを追加：広域分布種で全国的に絶滅・衰退のおそれのある種のうち、生息・生育環境が限定的である種等を想定

オを修正：表現を簡潔で分かりやすく整理

② 指定候補種の抽出等に関する検討（令和5年度より検討）

東京都レッドリスト（都RL）掲載種を中心に、都内に生息・生育する野生動植物種の生物学的情報、文献調査、保護活動の有無等により現状把握情報を整理し、**都RL評価委員会を中心とした種群ごとの専門家へのヒアリング等**を通じ、候補種の抽出を実施。



*) 選定作業は、都RL専門部会評価委員会を中心に専門家延べ約70名の意見を反映しながら実施

③ 2030年に向けた種指定の目標（案）

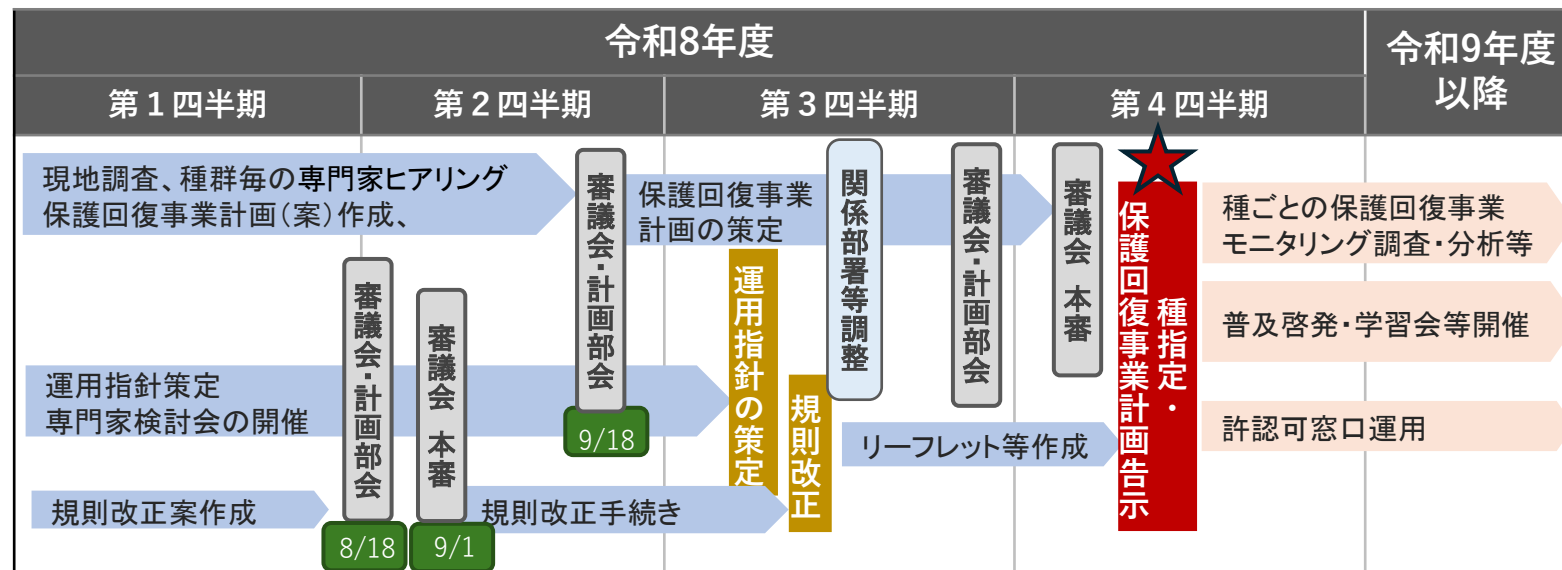
- ✓ 保護回復施策の実効性等を勘案し、**2030（令和12）年度までに20種程度の指定を目指す。**
- ✓ R8年度に7種を初指定、その後2～3年ごとに3～7種程度の指定を進める。
- ✓ 2030年以降はレッドリスト改定結果などを鑑みながら指定等を検討する。

■今後の指定スケジュール案



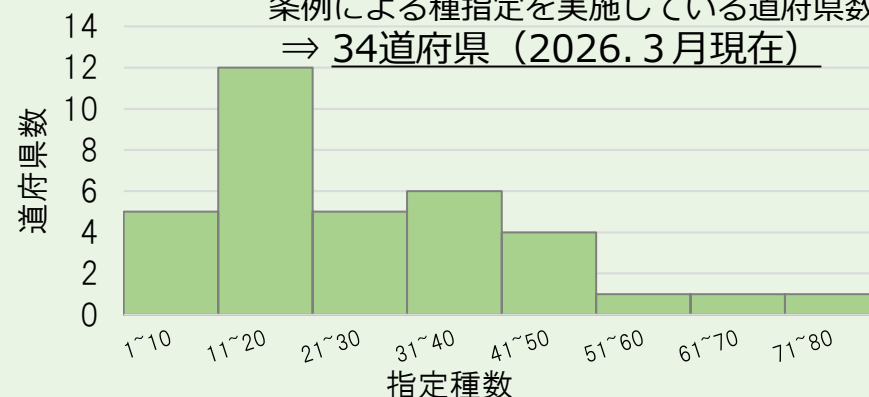
指定後はモニタリング含め保護回復事業等を実施

■指定に向けた今年度業務フロー【参考】



【参考】他道府県の指定状況

条例による種指定を実施している道府県数
⇒ 34道府県（2026.3月現在）



条例による種指定を行っている道府県の指定種数
⇒ 11～20種指定している自治体が多くみられる